

幼稚園が行う子育て支援事業

市内の私立幼稚園では、幼稚園の施設や幼児教育機能を広く地域に開放し、地域に幼児教育センターとしての役割を果たすよう、次の子育て支援事業を実施しています。

- ▶ **事業名** 未就園児の保育事業
園舎・園庭の開放事業など
※詳細は各幼稚園へ問い合わせください
- ▶ **申し込み・問い合わせ**

園名	電話番号
老本幼稚園	553-2771
行田幼稚園	554-5169
富士見ヶ丘幼稚園	556-7494
ホザナ幼稚園	555-2301
まつたけ幼稚園	554-7348
南河原幼稚園	557-0234
やごう幼稚園	554-5752
やなぎ幼稚園	559-1001

夏休み！親子で平和と自然を考えるツアー

戦時中の生活について学んだり自然を観察したりして、平和について考えてみませんか。

- ▶ **日時** 7月24日(土) 午前8時～午後4時(予定)
- ▶ **集合場所** 午前7時50分に市民体育館跡地駐車場
※貸し切りバスにて出発します
- ▶ **見学場所** 埼玉県平和資料館(東松山市)、(財)原爆の図丸木美術館(東松山市)、埼玉県自然学習センター(北本市)
- ▶ **対象** 市内在住の小・中学生とその保護者
- ▶ **定員** 50人(先着順)
- ▶ **参加費** 無料
- ▶ **持ち物** 昼食、雨具、筆記用具、虫よけスプレー
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 7月9日(金)までに生活課(内線251)



くらしの110番情報

スーパーが倒産 商品券は紙くずなの

【事例】

買い物に行ったら店が閉まっていた。倒産したらしい。使っていない商品券を持っているが、本社に電話をしてもつながらない。商品券はこのまま紙くずになってしまふのか。

【問題点】

商品券は、贈答用として便利に利用されています。しかし、発行者が破たんすると利用できなくなってしまう。

【発行者が倒産したときの消費者救済手続き】

商品券の発行者が破産または解散した場合、ほかの債権者と同様に発行者が行う破産または清算手続きに基づいて債権の申し出を行い、配当を求めていただくこととなります。

発行者が「資金決済に関する法律」に基づき、発行保証金の供託を行っている商品券(*)については、その発行保証金について、ほかの債権者に先立ち弁済を受けることができます。手続きは、発行者の本店所在地を管轄する財務省(局または沖縄総合事務局が、60日以上の期間をあらかじめ官報に公示し、商品券の所有者から債権の申し出を受けます。ただし、発行者が保証金を供託していない場合など、払い戻しが受けれない場合があります。また、保証金の範囲内で払い戻しされますので、商品券の額面全額は還付されません。

*：商品券の発行者は、未使用商品券の発行残高が1千万円を超えている場合

は、その2分の1以上の金額を保証金として供託することが、「資金決済に関する法律」により義務づけられています。

【消費者へのアドバイス】

○この事例のように、まれに発行者が倒産する場合があります。そのようなリスクに備えて商品券を早めに使用することを勧めます。特に発行日から6カ月以内に限り使用できる期限付商品券は、「資金決済に関する法律」が適用されませんので早めに使用してください。

商品券には、有効期限6カ月以内のものほか、割賦販売法や旅行業法の規制を受けていることなどの理由により、「資金決済に関する法律」の適用除外となるものがありますのでご注意ください。

○発行者が倒産しても商品券が直ちに紙くずになるわけではありません。還付の申し出には商品券そのものが必要となります。

○申し出受付期間内に還付の申し出を行ってください。申し出受付期間を過ぎると、払い戻しが受けられません。

困ったときや不安に思うことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にお問い合わせください。

▼問い合わせ

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048-734-0999または
生活課市民生活担当(内線252)